

学校いじめ防止基本方針

明照学園 樹徳中学・高等学校

「樹徳中学校・高等学校（以下、本校とする）」は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめ未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、「樹徳中学・高等学校いじめ対策委員会」が速やかに対応する。

2. 校内組織

本校は、「樹徳中学・高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員（中学校）】

- ①委員長 校長
- ②委員 副校長、教頭、主幹、生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当教諭、生徒指導部担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー
※個々の事案に応じ、部活動顧問を加えるなど柔軟に対応する。

【構成員（高校）】

- ①委員長 校長
- ②委員 副校長、教頭、副教頭、生徒指導主任、生活指導主任、学年主任、担任、教育相談担当教諭、生徒指導部担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー
※個々の事案に応じ、部活動顧問を加えるなど柔軟に対応する。

3. 本校における取り組み

- (1) 実効性ある指導体制の確立について、学校を挙げた対応は次の通りとする。
 - ①早期発見と解決に当たり、当該生徒に係る学級担任や関係教諭は適切な初動対応を実践し、学年主任と生徒指導主任等は、生徒の生活実態のきめ細かな把握に努める。
※教員間の緊密な情報交換による共通理解のもとに連携協力を行う。
 - ②学級内のみでの問題解決に固執せず、学級外の問題への対応に消極的であってはならない。
 - ③実態や取り組みの体制等について不断の点検を行う。
- (2) スクールカウンセラーや養護教諭は、いじめの兆候に気づくことも多いため、面談等で得た情報は、当該生徒の担任や学年主任へ随時報告し、学校全体で共有する。
- (3) 事実関係の究明と加害生徒に対する適切な教育的指導は次の通りとする。
 - ①事実関係の究明では、いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止め、当事者だけでなく、友人等からの情報収集を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
 - ②保護者への対応として、きめ細かな連携を図るため、親としての不安感や苦しみに謙虚に耳を傾け、信頼関係の維持と回復に努める。また理解と協力を得ながら適切な助言を行う。

- ③加害者側には、心理的孤立感・疎外感を与えることのないよう教育的配慮を講じる。いじめの非人間性に気づかせ、他人の痛みを理解できるよう指導を行う。また、状況が一定の限度を超え、加害者側を守る必要性が発生した場合は、出席停止などの措置を講じたり、関係機関等の協力を求める。なお、相談や通報によって、かえってひどいいじめを受けたり、新たないじめの対象となることがある場合は、しっかり守るとの姿勢を持ち、完全に消滅するまで注意深く継続した指導を行う。
- ④担任は、生徒一人一人が自己存在感を持つことができる学級経営を実践する。学級の中でそれぞれに役割を持ち、お互いに存在感を感じることができるよう「心の居場所」作りに努める。

(4) 教育相談活動に基づく対応については、次の通りとする。

- ①本校教職員は、日頃より全人格的な話し方を常に心がけ、生徒との暖かな触れ合いを多く持ち、深い信頼関係を育み、醸成する。いじめられている生徒を必ず守るといった姿勢を日頃から明確に示していく。
- ②学校は子どもの教育の場であり、いじめが学校教育の根幹に関わる問題である以上、学校の運営、教師の任務は生徒中心に考えられなければならない。教師は生徒や保護者と触れ合う時間を確保し、問題点等の解決に向けた取り組みを迅速に行う。

(5) 積極的な生徒指導の展開については、次の通りとする。

- ①生徒指導の意義は、「生徒の人格のより良き発達を目指す」ことにある。道徳や教科など全ての指導において充分作用させていくことがいじめ解決につながる。
※互いの個性や差異を認め合い、尊重する態度を育成する。）
- ②集団活動や体験学習を推進する。生徒の自主性や主体性を育む活動を通じて、内在する浄化機能を顕在化させ、良好な人間関係を育てることにより連帯感を培う。
※ボランティア活動や自然体験など、人間関係や生活体験を豊かにする教育活動を実践し、社会性や情操を培う。
- ③生命尊重の教育を実践する。発達段階に応じた指導内容により、生命に対する畏敬の念を培い、生命尊重の態度や生きる力を育む教育を充実させる。

(6) 学校が家庭や地域の良きパートナーとして、十分に努力を重ねる。

- ①いじめ問題は、学校だけで解決することに固執せず、必要に応じて家庭や地域と共同して解決を図る姿勢が大切である。また、家庭や地域との連携協力関係が築けるよう、日頃から活動状況について理解を求める工夫を行い、寄せられる情報に対しては誠意ある対応を行う。
- ②連携のための取り組みとして、保護者や地域の代弁者と意見交換の機会を設けたり、情報を集めるための体制づくりに心がける。

4. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表1（学校いじめ対応マニュアル）のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取り組みを行う。

5. 県及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。

- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに「県生活子ども部私学・子育て支援課私学振興係」に報告する。

6. 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針等を説明し、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

7. 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という）が発生した場合は、速やかに「県生活子ども部私学・子育て支援課私学振興係」に報告するとともに、学校の組織（「いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもある）を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにする。

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより、生徒が相当の期間（※1）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- （※1）相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

8. その他留意事項

- (1) いじめは許されない行為であることを深く認識させる。
- ① いじめの理由や原因について、いじめられる側の責に帰すことが断じてあってはならない。
 - ② 健全な成長に看過できない影響を及ぼし、人権に関わる重大な問題である。いじめる側が悪いという認識に立ち、毅然とした態度で臨む。
 - ③ いじめは卑劣な行為であり、絶対に許されないという自覚を促す指導を行い、その責任の所在を明確にする。
 - ④ いじめを傍観、はやしたてる行為も同様に許されないことを認識させる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、親身な指導を行う。
- ① いじめやその兆候は、外からは見えにくく、見逃す危険性も高い。人に打ち明けられず悩みを抱え込んでいることも多い。
 - ② 子どもの苦しみや辛さを親身になって受けとめ、生徒が発信する「危険信号」をあらゆる機会を通じて鋭敏に捉えるよう努める。いじめであるか否かの判断は、いじめられている子どもの認識の問題であり、表面的・形式的な判断で済ませず、細心の注意を払う。
 - ③ 日常生活の中で生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に把握する姿勢を持ち、どのようなことでも大人へ相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
 - ④ けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを明確に判断する。
- (3) 教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題。
- ① 人間は、時として異質な者を攻撃したり排除しようとする傾向が多い。教師が単一の価値

- 尺度により、生徒を評価する指導姿勢や何気ない言動に大きな関わりを示す場合がある。
- ②生徒一人一人は多様な個性を持つ、かけがえのない存在として受け止め、生徒の人格のより良き発達を支援することにあるという生徒観に立つ。
- (4) 関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。
- ①原因や背景を問題として責任を転嫁し合う形で議論が拡散し、対応に実効性を欠く場合がある。豊かな成長への願いを共有して取り組むことが重要である。
- (5) 家庭教育の在り方に大きな関わりを有する。
- ①家庭は、子どもの人格形成に第一義的な責任を有し、いじめ解決の重要な役割を担っている。いじめ問題が持つ重さ、家庭の教育的役割の重要性を再認識する。
- ②特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (6) いじめが解消したか否かについては、次の2つの要件を持って判断する。
- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
- ②いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (7) SNS等を起因とする問題行動への対処について、次の通りとする。
- ①SNS上で発信された情報は、急速に広がる場合も多く、匿名性が高い傾向にあるため、その特性を鑑みた場合、SNS上でのいじめ行為は、重大な人権侵害であることを生徒に理解させる。
- ②日頃より、情報モラルの向上を啓発し、またSNS等に頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるよう、指導を行う。
- (8) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取り組みについて、達成状況を評価し、改善を図る。

平成26年4月1日作成
平成31年4月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂